

だれもが個人として尊重され、個性と能力を発揮できる社会をめざして

国分寺市男女平等推進条例の

あらまし

- 一人ひとりが、社会のあらゆる場で性別役割分担意識やそれに基づく社会的な制度や慣行により、自由な生き方を妨げられることなく、自分の人生の主役として生きられること
- 性別による差別や暴力を受けることなく、人権が尊重されること
- 性別に関わりなくだれもが対等な立場でともに協力し合い、責任を分かち合うことができること

このような社会を「男女平等社会」といいます。

男性にとっても女性にとっても、自分らしく生きることのできる男女平等社会の実現のためには、まだまだ多くの取組が必要です。また、市が役割を果たすとともに、市民や市民団体、事業者の皆さんと協力して進めていくことが欠かせません。

そこで、国分寺市では、男女共同参画社会基本法の理念に基づいて男女平等社会を実現するための基本的な考え方を定めた「国分寺市男女平等推進条例」を平成19年3月に制定しました。この条例からはじまる私たちの一歩が、男女平等社会の実現につながります。

条例の基本理念

● 男女の人権の尊重

性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、差別や暴力を受けることがないように、そして、ジェンダーによる性別役割分担意識などにより、個人の個性や能力を発揮することを妨げないようにしましょう。



● 社会における制度や慣行についての配慮

「男だから、女だから」という固定的な役割分担意識に由来する社会の制度や慣行が、社会における活動の自由な選択を妨げ、男女平等推進の阻害とならないようにしましょう。



● 政策や方針の立案及び決定への参加

市の政策や企業・団体などの方針の立案・決定の場に、男女がともに主体的に参加できるようにしましょう。



● 家庭生活と仕事などとの両立

子育てや家族の介護の多くを女性が担っている現状があり、そのことが女性の働き方等に大きな影響を与えています。性別にかかわらずだれもが社会的支援を受けながら、子育てや介護などの家庭生活や仕事などを両立できるようにしていきましょう。



● 国際社会との協調

男女平等社会の実現に向けての取組は、これまで女性差別撤廃条約や世界女性会議をはじめとして、国際社会の取組と連動して進められてきました。今後も、国内だけでなく国際社会の動向を理解して取組を進めていきましょう。



ジェンダーとは？

生まれつきの生物学的性別と異なり、社会通念や慣習の中にある男性像、女性像など社会によってつくられた性別をいいます。「ジェンダー」は、男女平等を進める上で重要な概念です。ジェンダーが性差別や性別による固定的な役割分担、偏見などにつながっている場合もあり、これらが社会的につくられたものであることを意識していくことが大切です。

■ 市の責務

基本理念にのっとり、男女平等推進施策を総合的、計画的に実施します。事業者の一つとして、他のモデルとなれるよう労働環境の上での男女平等の推進に取り組みます。男女平等を進めるため、市民や事業者、他の自治体などと協力していきます。

■ 市民の責務

基本理念を尊重して、男女平等を推進しましょう。市が行う男女平等推進のための施策に協力しましょう。



わたしたちの責務

■ 事業者等の責務

事業者や市民団体は、その活動を行うに当たって、男女平等を推進しましょう。事業者の労働環境の整備については、子育てや家族の介護と仕事とを両立できる環境を整備しましょう。市が行う男女平等推進のための施策に協力しましょう。

■ 市民と事業者等の協力

様々な機会を通じて、市民と事業者が互いに協力をしていきましょう。



性別による権利侵害の禁止

性差別や暴力は男女平等社会の実現にとって重大な阻害要因です。直接的または間接的な性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為を行ってはいけません。



公衆に表示する情報への配慮

多くの人が目にする情報の中で、性別による固定的な役割分担や性差別、ドメスティック・バイオレンスなどを助長させる表現を行わないよう配慮しましょう。



男女平等社会の実現に向けた市の取組

男女平等社会の実現に向けて市は、条例の基本理念にのっとり男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

基本的施策

● 行動計画の策定

条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、「男女平等推進行動計画」を策定します。策定にあたっては、市民や事業者等の意見を反映させるよう努めます。

● 進ちょく状況の年次報告

男女平等推進行動計画の実施状況について、年次報告書を作成し、公表します。

具体的施策

男女平等推進のため、特に重要と考える課題を具体的施策として位置付け、推進していきます。

- ◆市民及び事業者等が男女平等社会について理解を深めるための必要な措置
- ◆雇用の分野における施策
- ◆生涯にわたる健康への支援
- ◆ドメスティック・バイオレンス等の防止および被害者支援
- ◆附属機関等の委員構成
- ◆男女平等社会実現のための調査・研究
- ◆財政上の措置等



国分寺市男女平等推進委員会

市の附属機関である国分寺市男女平等推進委員会が、男女平等推進施策についての重要事項や男女平等推進行動計画の進捗よく状況について、専門的あるいは市民的地見地から調査審議し、答申します。

国分寺市立男女平等推進センター(ライツこくぶんじ)

男女平等の推進のために、相談や講座等の実施、市民活動を支援する施設が必要です。市では、男女平等施策を実施する拠点として平成6年に女性センターを設置しました。この条例により、「女性センター」を「男女平等推進センター」に変更し、設置についてこの条例に位置付けます。これまでの「女性センター」という名称は、女性のみを対象としたイメージをもたれやすい実状がありました。男性にも理解を広げ、共に取組を進めていくことが重要であることから名称を変更することとしました。



苦情等への対応

●施策への苦情や改善提案の申し出への対応

市の施策について、市民や事業者などから男女平等に関する苦情や改善提案が寄せられたときは、適切に対応をしていきます。

●性別による人権侵害についての相談への対応

生活の様々な場面で、困難な問題にぶつかることがあります。性別による差別的な取扱いやセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等性別に起因する人権侵害の相談が寄せられたときには、市として適切に対応していきます。



国分寺市男女平等推進条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 性別による権利侵害の禁止等（第8条）
- 第3章 基本的施策（第9条～第10条）
- 第4章 具体的施策（第11条～第17条）
- 第5章 男女平等推進センター（第18条～第22条）
- 第6章 苦情等への対応（第23条～第24条）
- 第7章 男女平等推進委員会（第25条～第26条）
- 第8章 雑則（第27条）

附則

人はだれもが「ただその人である」というだけで、かけがえのない存在です。だれもが等しく尊く、性別にかかわらず平等です。

これまで、我が国では個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、国際社会における取組と連動して、男女共同参画社会基本法の制定等の法整備が進められてきました。国分寺市においては、昭和63年に国分寺市婦人行動計画を策定し、男女平等社会の実現に向けて、市民とともに様々な取組を進めてきました。

しかし、いまだに多くの課題が残されています。ジェンダーによる固定的な役割分担意識とその役割分担意識に基づく社会の慣行には、個々人の自由な活動や生き方の選択を制限するものがあります。ときには一人の人間としての権利まで奪われることがあります。ドメスティック・バイオレンスなど性別に起因する暴力はその現れです。これらの課題の解消に向けて一層の努力が必要です。

人はだれもが多様で自由な存在であり、自分らしく生きる権利を有しています。

国分寺市は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、認め合い、支え合いながら、ともに生きることのできる男女平等社会の実現を目指して、この条例をつくります。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に基づき、国分寺市（以下「市」という。）における男女平等社会の実現に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を定め、市の施策の基本的事項を明らかにするとともに、男女平等社会の実現のための施策（以下「男女平等推進施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女平等社会 一人ひとりが個人として尊重され、性別に起因する差別を受けず、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、個性及び能力を十分に発揮する機会が保障され、対等な立場でともに協力し合い、責任を分かち合う社会をいう。

(2) 市民 市内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは活動する者をいう。

(3) 事業者等 市内において事業を行うもの及び非営利の活動、公共的活動その他の活動を行うものをいう。

(4) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別と異なり、社会通念又は慣習の中にある男性像、女性像等社会によって作られた性別をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校等社会のあらゆる場で、性的な言動により、他の者を不快にさせ、又はその者の対応に対して更なる不利益を与えることをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（過去に配偶者その他親密な関係にあった者を含む。）による身体的暴力又は精神的、性的若しくは経済的に苦痛を与える行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女平等社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とする。

(1) 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。

(2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。

(3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。

(4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。

(5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

（市の責務）

第4条 市は、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を実施しなければならない。

2 市は、男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策の立案及び決定に当たっては、男女平等社会の実現に配慮しなければならない。

3 市は、自らも事業者等であることを認識し、その労働環境において男女平等社会の実現に向けた取組を積極的に推進しなければならない。

4 市は、男女平等社会の実現に向けて、市民及び事業者等と協力して取り組まなければならない。

5 市は、男女平等社会の実現に向けて、国及び他の地方公共団体と協力して取り組まなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その活動を行うに当たっては、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 事業者等は、労働環境の整備に当たっては、その労働者が性別にかかわらず、子育て、介護又は地域活動と、仕事とを両立できるよう努めなければならない。

3 事業者等は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民及び事業者等の協力)

第7条 市民及び事業者等は、互いに協力して男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止等)

第8条 何人も、あらゆる場において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別に起因する差別的行為又は取扱いを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス、子どもに対する性的暴力その他性別に起因する暴力を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

4 何人も、ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条(定義)第2項に規定するストーカー行為をいう。)を行ってはならない。

5 何人も、外部に情報を提供するときは、前各項に規定する禁止行為及び取扱い並びにジェンダーによる固定的な役割分担を助長する表現を行わないよう配慮しなければならない。

第3章 基本的施策

(行動計画等)

第9条 市長は、この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等推進行動計画を策定しなければならない。

2 市長は、男女平等推進行動計画の策定及び変更に当たっては、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、男女平等推進行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、男女平等推進行動計画に基づく施策の実施状況について、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴いて年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第4章 具体的施策

(啓発活動及び教育による普及)

第11条 市は、男女平等社会の実現に関し、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場を通じて、市民及び事業者等の理解を深めるよう必要な措置を講じなければならない。

(雇用の分野における施策)

第12条 市は、雇用の分野における男女平等社会の実現に向けた取組を進めるため、事業者等に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、市と契約を締結した事業者等に対し、男女平等推進施策に関する広報及び調査への協力を求めることができる。

(生涯にわたる健康への支援)

第13条 市は、男女が対等な関係の下、妊娠、出産、更年期等に関して互いに理解し、尊重し合い、男女が生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止)

第14条 市は、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(委員構成)

第15条 市は、附属機関等の委員の構成に当たっては、男女の意見がともに会議に反映されるよう努めなければならない。

(調査研究)

第16条 市は、男女平等社会の実現のため、必要な調査研究を行わなければならない。

(財政上の措置等)

第17条 市は、男女平等社会の実現のため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

第5章 男女平等推進センター

(設置)

第18条 この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を実施し、市民及び事業者等による男女平等社会の実現に向けた取組を支援するため、国分寺市立男女平等推進センター(以下「男女平等推進センター」という。)を設置する。

(位置)

第19条 男女平等推進センターの位置は、次のとおりとする。

国分寺市光町一丁目46番地8

(愛称)

第20条 男女平等推進センターの愛称は、「ライツこくぶんじ」とする。

(事業)

第21条 男女平等推進センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報及び学習の機会の提供
- (2) 市民及び事業者等相互の交流の機会及び場の提供
- (3) 相談に関する事業
- (4) 図書及び資料の収集並びに提供に関する事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業(管理及び運営)

第22条 この章に定めるもののほか、男女平等推進センターの管理及び運営に関する事項は、別に定める。

第6章 苦情等への対応

(施策への苦情又は改善提案の申出への対応)

第23条 市長は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情又は改善提案に対し、適切に対応しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、男女平等推進施策に係る重要事項と認めるときは、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会に諮問しなければならない。

(性別に起因する人権侵害に係る相談への対応)

第24条 市長は、性別に起因する人権侵害に係る相談については、関係機関、関係団体等と連携を図るとともに、相談した者に配慮した対応に努めなければならない。

第7章 男女平等推進委員会

(男女平等推進委員会の設置及び組織)

第25条 市の男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国分寺市男女平等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するほか、当該事項について市長に建議することができる。

(1) 男女平等推進施策に係る重要事項に関すること。

(2) 男女平等推進行動計画の進捗状況に関すること。

3 委員会は、次に掲げる委員10人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

(1) 男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者 4人以内

(2) 公募により選出された市民 3人以内

(3) 識見を有する者 3人以内

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第26条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

5 委員会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）第5条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

6 委員会の庶務は、市民生活部男女平等人権課において処理する。

第8章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。



*** 条例制定までのあゆみ *** 市民の方々と力を合わせてつくりました

平成14年2月	国分寺市男女平等推進委員会提言「国分寺市男女平等推進条例の制定について」を市長に提出
平成16年7月	男女平等推進条例等検討委員会発足(全24回開催)
平成16年10月	(仮称)国分寺市男女平等推進条例市民検討会発足(全26回開催)
平成17年9月	「(仮称)国分寺市男女平等推進条例に盛り込むべき内容について」を公表・市民意見の募集
平成18年1月	「(仮称)国分寺市男女平等推進条例に盛り込むべき内容について」に対する意見と考え方を公表
平成18年6月	男女平等推進条例等検討委員会及び(仮称)国分寺市男女平等推進条例市民検討会から国分寺市男女共同参画推進協議会会長(助役)及び市長へ「国分寺市男女平等推進条例(素案)」を提出
平成18年12月	「国分寺市男女平等推進条例(素案)」のパブリック・コメントの実施
平成19年3月	国分寺市男女平等推進条例の成立・公布
平成19年6月	国分寺市男女平等推進条例の施行

国分寺市市民生活部男女平等人権課

〒185-0034東京都国分寺市光町1-46-8
Tel.042-573-4378 Fax.042-573-4388
E-mail: jinken@city.kokubunji.tokyo.jp

平成19年6月発行